

第1 監査の種類

財政援助団体等監査＜出資団体監査＞

第2 監査の対象

名古屋市住宅供給公社（工事）

（事務所所在地：西区浄心一丁目1番6号）

第3 監査の着眼点

- 1 必要な試験等の適切な履行を確認する工事監理が実施されているか
- 2 入居者の安全に配慮した適切な設計及び工事監理が実施されているか
- 3 工事及び委託の予定価格は適正に設定されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 2年 8月31日から令和 3年 3月23日まで

2 実施方法

今回の監査では、名古屋市住宅供給公社における令和元年10月 1日から令和 2年 9月30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	215	36	16.7	6,874	1,394	20.3
委託	178	12	6.7	2,825	280	9.9

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な対策を講じられたい。

なお、監査対象とした公社が既に是正したものについては、その内容を記載した。

1 指摘

(1) 適切な工事監督及び完了検査の適正な実施について（施工）

「福德荘駐車場再整備工事」では、市営住宅の駐車場再整備を行った。現地
の状況を確認したところ、設計図書に記載された工事内容のうち、U形側溝へ
の鋼製蓋 2メートルが未設置、及び集水桝の蓋取替え 1箇所が未施工となっ
ていた。また、工事内容の一部が履行されていないにもかかわらず、完了検査を
合格としていた。

工事内容を確実に履行するため、現場における指示、立会いなど工事内容に
応じた適切な方法によって工事監督を行われたい。また、完了検査は請負代金
の支払い根拠となる重要なものであるため適正に行われたい。

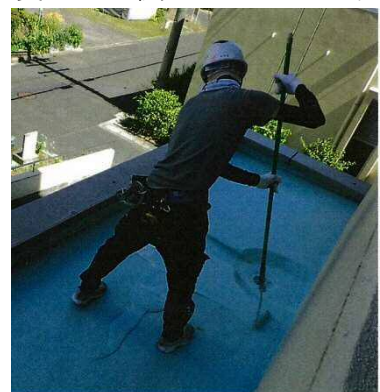
なお、名古屋市住宅供給公社においては、指摘に基づき令和 3年 1月に鋼製
蓋設置及び集水桝の蓋取替えを行った。（保全課）

(2) ひさし上からの墜落防止措置について（施工）

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）では、「事業者は、高さが 2
メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそ
れのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない」と定めて
いる。

「千音寺荘 3・4・T5・T6 棟屋根防水改修工事」では、市営住宅の屋根及び
ひさしの防水改修工事を行った。高さ 3 メートル程度ある玄関ひさし上の塗膜
防水を施工していたことから、必要な安全対策を講
じているか工事写真を確認したところ、ひさし上部
の端部に墜落防止用の手すりなどを設けておらず、
労働者が地面まで墜落するおそれがあった。

労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、労
働安全衛生規則に基づき適切に墜落防止措置を行う
よう受注者を指導されたい。（保全課）



施工状況